



特殊通行規制区間

特殊通行規制区間

- ・ 主要地方道 藤原宇都宮線
- 規制基準：パトロール状況により判定
- 規制区間：日光市藤原（121号分岐手前0.5km）
 ~ 塩谷郡塩谷町鳥羽新田（町道174号分岐点）

お問い合わせ
 〒329-2163 矢板市鹿島町20-11
 矢板土木事務所 保全部
 0287-44-2538

がんばろう日本!
 元気を **やんぱ** から。

